

運輸安全報告書

株式会社ひまわり観光

令和2年4月

運輸安全報告書

(2019年度 結果報告)

1 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 経営トップが率先し、輸送安全の確保に役割を果たしていく。
安全に関する声に耳を傾け、現場の状況を十分に踏まえて全社員に対し輸送の安全確保が最重要であるという認識を徹底していく。
2. 輸送の安全に関する〔計画の構築・理解・決定・実行・チェック・改善〕を社員一丸となり、確実に都度実施することで常に輸送の安全へ対する認識と向上に努める。

3 2019年度 輸送の安全に関する目標および達成状況

	安全目標	達成状況
1	重大事故ゼロの達成	達成（0件）
2	健康起因による事故ゼロの達成	達成（0件）

4 事故に関する統計

1	人身事故の発生（有責）	0件
2	重大事故（報告事故）の発生	0件
3	車内事故の発生	0件

5 2019年度 輸送の安全のために講じた措置

下記のとおり輸送の安全に関する重点施策を設定し取り組みました。

- 安全性の向上を図るための設備や装備の充実
- 社内の安全対策の意思統一を図るための定期的な会議の開催
- 乗務員の資質・緊急事態対応力の向上を図る教育、訓練の実施
- 安全性向上に向けた運転者と社長・専務との意見交換会の実施、意見箱の設置
- 業務管理者の資質向上を図るための研修等への参加

6 2019年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施

(1) 乗務員教育（指導及び監督指針に基づく教育）

指導及び監督指針に基づく教育（14項目）を規定どおり実施

特定運転者（初任・高齢）に対する教育も規定どおり実施

(2) 乗務員研修等

- ① 事故災害等への遭遇を想定した訓練、救命救急講習の受講
- ② ドライブレコーダー映像を使用した教育・研修会
- ③ 教育資料を利用したヒヤリ・ハット検討会
- ④ 労働法（改善基準告示等）に関する教育



(3) 社内のコミュニケーションアップのための取組み

- ① 現場の意見を聞くための意見箱の設置継続
- ② 社長・取締役と運転者との業務等に関する意見交換の実施



7 2019年度 内部監査の結果ならびに講じた措置

2019年度は『安全第一の確保』を最優先とする基本方針に基づいて、安全管理体制の確認や運輸安全マネジメントの実施状況等の内部監査を委託した社員等において、来年度（令和2年度）に挑戦予定の貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査項目等に準じて行いました。改善事項等は社長へ報告し、これまで以上の安全管理体制の構築等へつなげることにしました。なお、内部監査において指摘された内容で法令や社内規則等への不適合な内容はありませんでした。

8 令和2年(2020年)度 輸送の安全に関する目標および重点施策

令和2年（2020年）度は、昨年度までの2つの目標に加え、**有責物損事故の50%減**（2019年度は物損事故1件）を目標として掲げます。

令和2年度 安全目標	
1	重大事故ゼロの達成
2	健康起因による事故ゼロの達成
3	有責物損事故の50%減（2019年度 物損事故2件）

【目標達成のための取組】

- ① 安全管理体制の確立を図るための取組み
 - ・ 運行管理資格者の増員（試験合格）による運行管理体制の強化
 - ・ 業務管理者の資質向上を図るための研修等への積極的な参加
 - ・ 安全性の向上を図るための設備や装備の充実
 - ・ 令和2年（2020年）度の貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定取得
 - ・ 社内の安全対策の意思統一を図るための定期的な会議の開催
- ② 乗務員等の資質向上・法令遵守を図るための取組み
 - ・ 乗務員への中身のある安全教育の確実な実施と徹底
 - ・ 模範となる優良運転者の評価（表彰等の実施）
 - ・ 緊急事態を想定した訓練、救急救命講習の受講
 - ・ 社外専門家等による研修会の実施
- ③ 社内のコミュニケーションアップのための取組み
 - ・ 現場の意見を聞くための意見箱の設置継続
 - ・ 社長・専務と運転者との業務等に関する意見交換の実施

8 安全統括管理者 代表取締役 大村 敏雄

9 安全管理規程・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制
別添のとおり

安全管理規程

本規定は平成
住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

2011年1月1日より実施する
福岡県嘉麻市牛隈770番地
株式会社 ひまわり観光
大村 敏雄

株式会社ひまわり観光 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan DO Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

- 2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 貸切バス事業者が下請事業者を利用する場合にあっては、次のような下請事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為を行ってはならない。
 - ① 着時間等について安全の確保が困難な無理な運行を依頼すること。
 - ② 込み 前に運送する貨物量を増やす等急な依頼すること。また、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、下請事業者における安全管理体制の構築・改善について要請・指導する。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 運行管理者

三 整備管理者

四 その他必要な責任者

- 2 統括運行管理責任者と統括所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、統括運行管理責任者と統括所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 所長は、統括運行管理責任者と統括所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役及び事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位を満たす者のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全陸を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の保存は3年間とする。

運輸安全マネジメント体制組織図

株式会社ひまわり観光

